犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和８年11月５日　　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　令和８年第６号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　令和８年11月５日

３　支給対象犯罪行為の範囲

(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間

令和７年２月26日から同月27日までの間

(2)　支給対象犯罪行為の内容

宮崎愛美が、金融庁職員になりすまして被害者方を訪れ、同人から受け取ったキャッシュカードをすり替えて窃取した上、窃取したキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金を引き出した行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1)　氏名不詳者らが警察官等になりすまし、被害者方に電話をかけ、被害者名義のキャッシュカードが不正に利用されており、キャッシュカードを封印して再発行する必要があるので、金融庁職員が被害者方を訪問する旨申し向ける。

(2)　宮崎愛美が、金融庁職員になりすまし、被害者方を訪れる。

(3)　被害者から受け取ったキャッシュカードを封筒に入れ、被害者の隙を見て、あらかじめ準備し

ていた封筒とすり替えて、キャッシュカードを盗む。

(4)　盗んだキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から出金する。

5　開始決定の時における給付資金の額　　金 26 万 5,026 円

6　支給申請期間　令和８年 11 月５日から同９年１月４日までの間

7　犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項

(1)　裁　判　所　名　　福岡地方裁判所小倉支部

(2)　裁 判 年 月 日　　令和８年２月 27 日

(3)　確 定 年 月 日　　令和８年７月２日

(4)　被告人の氏名　　宮崎　愛美

(5)　没収の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上

ア　警察官等になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、令和７年２月 26 日、警察官等になりすました氏名不詳者らが、北九州市小倉北区内ほか１か所の被害者方に電話をかけ、同被害者らに対し、同人名義のキャッシュカードが不正に利用されており、キャッシュカードを封印して再発行するため、金融庁職員が前記被害者方を訪問する旨うそを言い、同日、金融庁職員になりすました被告人が、前記被害者方を訪れ、同各所において、同人らから同人ら名義のキャッシュカード合計９枚ほか４点を受け取って封筒に入れた上、同人らが目を離した隙に、同封筒をあらかじめ用意していたトランプ等入りの封筒とすり替え、同人ら管理のキャッシュカード合計９枚ほか４点を窃取した

イ　前記犯行により窃取したキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、同日から同月27日までの間に、11回にわたり、同区内の銀行出張所ほか10か所において、各所に設置された現金自動預払機に、被害者名義の普通預金口座にかかるキャッシュカードを挿入するなどして各機を作動させ、金融機関の管理者管理の現金合計562万6,000円を引き出して窃取した

（罪名）

窃盗

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810－8651　福岡県福岡市中央区六本松四丁目２番３号

福岡地方検察庁　刑事政策推進室　電話番号　092－734－9092（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。